

ブロック塀等撤去促進事業 よくあるご質問(FAQ)

1. 補助要件に関すること

Q1-1 隣地との境界にあるブロック塀は、補助対象になりますか。

A1-1 道路等に面し、安全性の確認ができない高さ 80 センチメートル以上のブロック塀等が補助要件となるため、隣地との境界にあるブロック塀は補助対象外になります。

Q1-2 過去に補助金の交付を受けてブロック塀を撤去した敷地で、他のブロック塀も危険な状態になってきました。もう一度、補助を受けることはできますか。

A1-2 過去に補助事業を行い補助金の交付を受けている場合、同じ敷地において、再度補助金の交付を受けることはできません。

Q1-3 他の補助事業と併用して、申請を行うことはできますか。

A1-3 併用して申請を行うことは可能です。例として、大阪市民間老朽住宅建替支援事業 狭あい道路沿道老朽住宅除却促進制度などがあります。
ただし、同じブロック塀に対して、二重で補助金を受け取ることはできませんのでご注意ください。

Q1-4 「道路等に面する」の「道路等」に、私道も含まれますか。

A1-4 不特定多数の方が通行していることが要件となるため、私道や通路も「道路等」に含まれます。

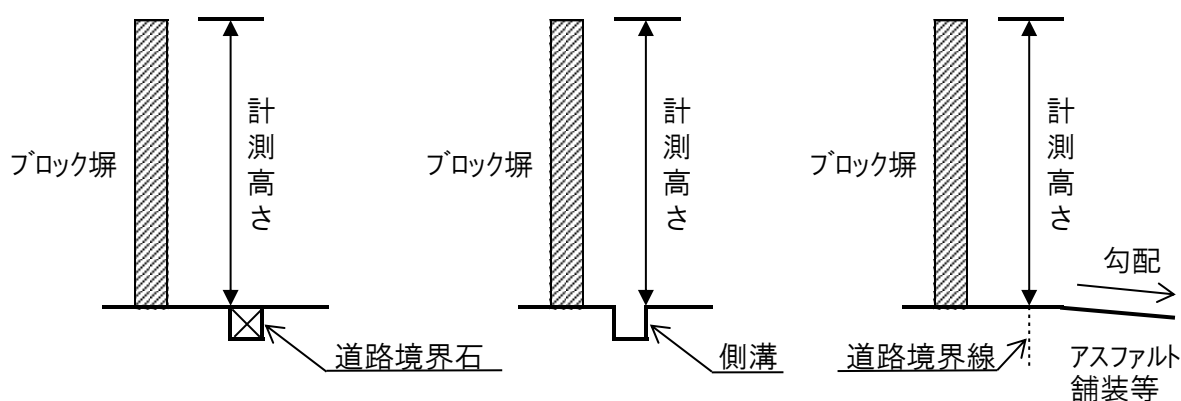
Q1-5 ブロック塀の一部を解体し、残ったブロック塀の上部にフェンスを新設する場合、補助対象になりますか。

A1-5 既存のブロック塀を高さ80センチメートル未満となるように解体する場合は、補助対象になります。
ただし、既存のブロック塀を再利用することについて安全性に問題が無いか、請負業者にご確認ください。

Q1-6 道路面からブロック塀の高さを計測する場合、道路のどの部分を起点にすればいいですか。

A1-6 道路境界線沿いに、道路境界石がある場合は道路境界石の頂部、側溝がある場合は側溝の頂部、アスファルト舗装等の場合は道路境界線の舗装面を起点として、ブロック塀等の高さを計測してください。

(参考断面図)



Q1-7 ブロック塀に付随する門は、補助対象になりますか。

A1-7 ブロック塀等に付随しブロック塀等と合わせて撤去する必要がある門柱や門扉等は、補助対象になります。

ただし、構造的に独立している場合など補助対象にならない場合がありますので、受付窓口までお問合せください。

Q1-8 「軽量フェンス等」とは、どのようなものが補助対象になりますか。

A1-8 アルミフェンス・スチールフェンスなどの軽量フェンス類や木塀等が、補助対象になります。

2. 手続きに関すること

Q2-1 補助事業者というのは誰のことですか。施工業者のことですか。

A2-1 補助事業を行い、補助金の交付を受けようとするブロック塀等の所有者になります。

Q2-2 補助金は誰がもらえるのですか。

A2-2 補助事業者名義の口座に振込入金となります。

Q2-3 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか。

A2-3 申請を受け付けてから30日以内(申請書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます)に、交付決定を行います。

Q2-4 補助金はいつ受け取れますか。

A2-4 工事を終わられ、補助事業者から施工業者へお支払いを済まされた後、領収書と必要書類を添付のうえ完了報告を大阪市に提出してください。

完了報告の内容を審査し、確認が終わりましたら、額の確定を行います。

額の確定の通知を受けられましたら、補助金の請求を行ってください。

請求を受け付けてから30日以内(請求書の不備等で修正が必要となった場合、修正に要する日数は除きます)に、ご指定の口座へ補助金をお振り込みいたします。

Q2-5 補助事業者の住所を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A2-5 補助金変更承認申請書(様式5)に変更する内容を記入し、その内容が確認できる書類(運転免許証の写し、住民票の写し等)を添付のうえ提出してください。

Q2-6 補助事業者の法人代表を変更したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A2-6 補助金変更承認申請書(様式5)に変更する内容を記入し、その内容が確認できる公の書類(商業登記簿謄本等)を添付のうえ提出してください。

Q2-7 申請様式に押印は必要ですか。

A2-7 不要です。

Q2-8 補助金交付決定通知後に見積金額が変わった場合は、どうしたらいいですか。

A2-8 まずは、変更後の金額の内訳書を確認させていただきます。

補助金額の変更が生じる場合は、補助金変更承認申請書(様式5)を提出して頂く必要があります。

Q2-9 ブロック塀の撤去やフェンスの新設を行う工事業者を紹介してもらうことは可能ですか。

A2-9 大阪市から工事業者を紹介することはできません。

Q2-10 遠方に住んでいますが、申請をする場合、必ず窓口に行く必要はありますか。

A2-10 遠方にお住まいの方や、受付窓口に行くことができない場合、申請などの手続きを代理人に委任することができます。

また、郵送・メール等の申請をお考えの方は、事前に受付窓口までお電話でご相談いただき、申請書類をご確認ください。提出書類に不備がある場合、手続きを進めることができませんので、郵送等の前には必ずご確認をお願いします。